

令和4年度

延岡市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

延岡市監査委員

延 監 第 75 号

令和5年8月 22 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 服 部 俊 明

同 中 城 あかね

令和4年度延岡市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

令和4年度 延岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して適正に作成されているかを主眼として実施し、必要に応じて資料の提出及び関係職員の説明を受け、計数の正確性などについて審査を行った。

第2 審査の期間

令和5年8月2日 から 同年8月 18 日 まで

第3 審査の対象

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分	会 計 名 等	健全化判断比率等の対象	
一般会計等	一般会計		
公 営 事 業 会 計	特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 特別会計		国民健康保険特別会計
	介護保険特別会計		
	後期高齢者医療特別会計		
	法適用の 公営企業会計		水道事業会計
			下水道事業会計
	法非適用の 公営企業会計		食肉センター特別会計
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	宮崎県北部広域行政事務組合		
	宮崎県後期高齢者医療広域連合		
地方公社・第三セクター等	延岡市土地開発公社		

(注) 第三セクター等については、損失補償等を行っているものが対象となるので、本市は該当がない。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率について

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であると認められた。

また、算定された比率はいずれも基準を下回っており、特に指摘する事項はない。

今後とも引き続き健全な財政の維持に努めていただきたい。

【健全化判断比率】

(単位:%)

比 率 名	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	比較増減 (A)-(B)	早期健全化基準
				財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	11.72
				20.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	16.72
				30.00
③実質公債費比率	7.8	7.7	0.1	25.0
				35.0
④将来負担比率	2.7	4.0	▲1.3	350.0

(注)各比率が発生していない場合は「—」で表示。

(2) 各比率の状況

この比率は、決算統計及び地方交付税等の数値を用いて算定(令和5年8月18日現在)

ア 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和4年度の実質収支額は 2,104,151 千円の黒字となり、実質赤字額は発生していないため、実質赤字比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。

令和4年度の連結実質収支額は 5,326,844 千円の黒字となり、連結実質赤字額は発生していないため、連結実質赤字比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率及び連結実質赤字比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円)

区 分		実質収支額又は資金不足・剰余額		
		令和4年度	令和3年度	比較増減
一般会計		2,104,151	2,543,985	▲ 439,834
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計	417,080	420,813	▲ 3,733
	介護保険特別会計	311,480	189,985	121,495
	後期高齢者医療特別会計	22,553	2,718	19,835
	水道事業会計	1,983,447	1,868,507	114,940
	下水道事業会計	488,133	433,212	54,921
	食肉センター特別会計	0	0	0
一般会計と公営事業会計の合計		5,326,844	5,459,220	▲ 132,376
標準財政規模(A+B+C)		32,067,253	33,171,044	▲ 1,103,791
	標準税収入額等 A	17,882,209	17,257,526	624,683
	普通交付税額 B	13,722,380	14,259,057	▲ 536,677
	臨時財政対策債発行可能額 C	462,664	1,654,461	▲ 1,191,797

ウ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3か年の平均である。

令和4年度の実質公債費比率は 7.8%で、前年度に比べ 0.1 ポイント高くなっているが、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減
地方債の元利償還金	A	6,429,625	6,539,560	▲ 109,935
準元利償還金(公営企業地方債充当繰出金ほか)	B	848,303	792,516	55,787
特定財源(公営住宅使用料)	C	235,899	237,807	▲ 1,908
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	D	4,761,275	4,989,613	▲ 228,338
標準財政規模	E	32,067,253	33,171,044	▲ 1,103,791
計算式の分子(A+B)-(C+D)	①	2,280,754	2,104,656	176,098
計算式の分母(E-D)	②	27,305,978	28,181,431	▲ 875,453
単年度実質公債費比率(①/②×100)		8.4	7.5	0.9
3か年平均実質公債費比率		7.8	7.7	0.1

エ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。
 令和4年度の将来負担比率は2.7%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。
 比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減
将来負担額(地方債現在高、公営企業債等繰入見込額ほか)	A	72,540,797	74,763,039	▲ 2,222,242
充当可能基金額	B	21,417,073	21,934,324	▲ 517,251
特定財源見込額(公営住宅使用料)	C	1,777,643	1,730,236	47,407
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	D	48,588,040	49,965,680	▲ 1,377,640
標準財政規模	E	32,067,253	33,171,044	▲ 1,103,791
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	F	4,761,275	4,989,613	▲ 228,338
計算式の分子(A-(B+C+D))	①	758,041	1,132,799	▲ 374,758
計算式の分母(E-F)	②	27,305,978	28,181,431	▲ 875,453
将来負担比率(①/②×100)		2.7	4.0	▲ 1.3

2 資金不足比率について

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であると認められた。

また、いずれの会計も資金不足は生じておらず、特に指摘する事項はない。

今後とも引き続き健全な経営に努めていただきたい。

【資金不足比率】

(単位:%)

事業会計名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
①水道事業会計	—	—	20.0
②下水道事業会計	—	—	
③食肉センター特別会計	—	—	

(注) 資金不足額が発生していない場合は「—」で表示。③は地方公営企業法の非適用事業。

(2) 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。

令和4年度の各会計の資金不足額は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率算出のための数値は次のとおりである。

ア 水道事業会計

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減
流動負債 A	959,341	1,039,550	▲ 80,209
控除企業債等 B	627,307	624,118	3,189
流動負債(A-B) ①	332,034	415,432	▲ 83,398
流動資産 C	2,315,481	2,283,939	31,542
控除財源 D	0	0	0
流動資産(C-D) ②	2,315,481	2,283,939	31,542
資金不足額(①-②) ▲の場合は、資金剰余額である	▲ 1,983,447	▲ 1,868,507	▲ 114,940
事業規模 (営業収益-受託工事収益)	1,666,955	2,106,958	▲ 440,003

イ 下水道事業会計

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減
流動負債	A	2,711,892	2,608,968	102,924
控除企業債等	B	2,127,374	2,194,262	▲ 66,888
控除未払金等	C	45,000	19,400	25,600
流動負債(A-B-C)	①	539,518	395,306	144,212
流動資産	D	1,193,026	947,135	245,891
控除財源	E	165,375	118,617	46,758
流動資産(D-E)	②	1,027,651	828,518	199,133
資金不足額(①-②) ▲の場合は、資金剰余額である		▲ 488,133	▲ 433,212	▲ 54,921
事業規模 (営業収益-受託工事収益)		1,882,534	1,914,722	▲ 32,188

ウ 食肉センター特別会計

(単位:千円)

区 分		令和4年度	令和3年度	比較増減
歳出額	①	3	7	▲ 4
歳入額	②	3	7	▲ 4
資金不足額(①-②)		0	0	0
事業規模		3	7	▲ 4